

介護保険事業所における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所(以下「事業所」という。)が、坂井地区広域連合(以下「広域連合」という。)の介護保険被保険者への介護サービスの提供中に事故が発生した場合の事務手続きについて定めるものとする。

(事故の範囲)

第2条 事業所が広域連合へ報告する事故は、以下のとおりとする。

(1) サービス提供中に利用者が死亡又は負傷した場合

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通じて全て含むものとする。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告外とする。ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

ウ 「負傷」とは、医師の保険診療を要したものを報告対象とする。ただし、医師の保険診療を要しなくとも、負傷により利用者の家族等から苦情が出ている場合には、全て報告対象とする。

エ 事業所側の責任や過失の有無は問わない。また、利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含むものとする。

(2) 次に上げる食中毒・感染症等の発生が認められた場合

ア 同一の感染症による又は同一の感染症若しくは食中毒による死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症による又は同一の感染症若しくは食中毒によると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ウ及びエに該当しない場合であっても、特に管理者が報告を必要と認めた場合

(3) 利用者の処遇に影響する従業員の法令違反・不祥事等が発生した場合

(4) 上記(1)、(2)及び(3)以外で、特に広域連合が報告を求めた場合

(報告事項)

第3条 報告事項は、以下のとおりとする。

(1) 報告日

(2) 事業所名、事業所番号、所在地、管理者名

(3) 利用者の氏名、住所、電話番号、被保険者番号、年齢、性別、要介護度

(4) 事故発生時の状況

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ サービス種別

エ 事故の概要(原因)

オ 利用医療機関名

カ 治療の概要

キ 家族等への連絡状況

(5) 事故後の状況

ア 利用者の現況

イ 再発防止への対応

ウ 損害賠償等の状況

(報告の手順)

第4条 報告は、事故報告書(様式1)(様式2)により行う。ただし、第3条に定める報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えないものとする。

報告書は、まず第一報を、第3条の(1)から(4)について事故報告書(様式1)により速やかに提出し、その後、事後処理が済み次第、第3条の(5)について、事故報告書(様式2)により遅滞なく提出するものとする。

(1) 第一報

事業所は、事故が発生した場合、家族に連絡するとともに、広域連合に事故報告書(様式1)を提出する。

(2) 途中経過及び最終報告

事業所は、事故処理が長期化する場合は、適宜、事故報告書(様式2)により途中経過を報告する、また事故処理について区切りがついた時点で、改めて事故報告書(様式2)を提出する。

(報告に対する対応)

第5 広域連合は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該利用者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

事故への対応に当たって広域連合は、必要に応じて、福井県及び福井県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(その他)

第6 その他必要な事項については別に定める。

附則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。